

消費税・地方消費税の10%への引き上げ、「地方共有税」、「協働地域社会税」（仮称）などを提言

さる5月18日、全国市長会の政策推進委員会に設置された「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」（座長：牧野・飯田市長、座長代理：沼尾・東洋大学国際学部教授）は、報告と提言をまとめ市長会に提出した。

## ■ 報告書の構成

報告書は次のような構成をとっている（目次）

ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する提言

### 第Ⅰ部 本論

#### 第1章 ますます拡大する都市自治体の役割と責任

- 1 都市を取り巻く経済社会の背景
- 2 人づくりへの対応
- 3 対人社会サービスの充実の必要性
- 4 公的主体の中で都市自治体が担う機能

#### 第2章 拡大・多様化する行政需要を支える財政基盤とその課題

- 1 財政需要の拡大・多様化への対応
- 2 国・都道府県・都市自治体の役割・責任と税財政制度

#### 第3章 都市税財政のネクストステージに向けて

- 1 超高齢・人口減少社会において都市自治体に求められる多様な役割と責任
- 2 都市税財政のあり方

### 第Ⅱ部 報告

#### 第1章 これからの時代の都市税財政

日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野 直彦

#### 第2章 対人社会サービスにおける地方自治体の財政需要とその財源

東洋大学国際学部教授 沼尾 波子

#### 第3章 政府間教育財政の頑健性と脆弱性

北大学大学院教育学研究科准教授 青木 栄一

#### 第4章 地方公共団体の歳入構造—今後の方向性—

立教大学経済学部教授 関口 智

#### 第5章 いまこそ地方に財源を一縮減の世紀にいかなる地方財政が必要か—

慶應義塾大学経済学部教授 井手 英策

### 第Ⅲ部 アンケート調査結果

### 第Ⅳ部 資料

## ■提言・報告書のポイント（全文は以下のとおり）

### ネクストステージの都市の課題や状況

- 超高齢・人口減少時代といった未経験の社会的局面（ネクストステージ）を迎える中で、人々の生活や交流のあり方が急激に変わりつつあり、都市は、人材育成、住民サービスの提供などの場となっている。
- こうした中、都市自治体では対人社会サービス、人づくり、地域公共交通、インフラ、観光などの分野で経費が急増し多様化していることがアンケート調査からも明らかに。
- 一方、すべての公共サービスを行政が担うことには限界があり、地域コミュニティや社会的ネットワークの再構築が緊急の課題。
- このような状況を踏まえ、本報告書は、都市自治体の今後の都市税財政のあり方について調査研究を行い、それに基づく提言をとりまとめたもの。

### 提言・報告書の骨子

- 超高齢・人口減少時代の財政需要に対応するため、また OECD 諸国に比して租税負担率が低いことに鑑み、国地方を通じて所得課税と消費課税を中心とする基幹税の充実強化を図る必要があること。
- このため、まず消費税・地方消費税の 10%への引き上げを確実に行うこと。また、ますます多様化かつ拡大する財政需要に的確に対応できるよう、消費税・地方消費税の将来的な課税水準のさらなる引上げについて、検討すること。
- なお、地方消費税については、「市町村消費税（仮称）」として直接市町村に配分する仕組みを構築するなど、市町村の自主財源、基幹税であることを明確に位置づけること。
- 更に、都市税財源の充実に当たっては、従来型の国庫補助負担金を中心とした財政制度は限界に来ており、固定資産税を含む基幹税の充実を通じて、都市自治体の対人社会サービスと人づくり分野などの財源を確保すること。
- 地方交付税の財源不足については、交付税財源の拡充（法定率の引き上げ、相続税を対象税目に追加するなど）を図るとともに、地方団固有の財源という性格をより明確にするべく、特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
- 国際観光旅客税の税収については、都市自治体の観光に関する財政需要にも応えるべく、譲与税方式による配分も含め、対応を行うこと。
- そのほか、地域コミュニティや社会的ネットワークの再構築のため「協働地域社会税（仮称）」の創設など地方の新たな財源確保に向けた取組みを行うこと。

## ■ 提言（個別の項目）

提言は「基本的な方向性」と「個別の項目」に分けられている。「個別の項目」は、提

言・報告書のポイントと重なるが、以下のとおり。

- (1) 地方消費税の充実
  - ア 消費税・地方消費税率 10%への引上げの確実な実施
  - イ 消費増税による増収分の使途及び配分
  - ウ 消費税・地方消費税率の引上げの検討
  - エ 地方消費税の市町村の基幹税としての位置付けの明確化(「市町村消費税 (仮称)」)
- (2) 地方交付税(地方共有税)の充実
  - ア 地方交付税の機能強化と総額確保
  - イ 地方交付税の「地方共有税」化
  - ウ 地方交付税の財源確保・拡充
- (3) 国の関与について
  - ア 国庫補助負担金のあり方
  - イ 地方単独事業に対する国の関与について
- (4) 都市税財源の充実確保等
  - ア 対人社会サービス分野に関する財源の充実確保
  - イ 人づくり・教育に関する財源の充実確保
  - ウ 観光に関する財源の充実確保
  - エ 公共施設、インフラ等の維持管理、再編、整備等に関する財源の充実確保
  - オ 地域公共交通に関する財源等
  - カ 都市自治体が魅力ある地域づくりに自主的に取り組むための財源の充実確保
  - キ 広域連携に関する財源の充実確保
  - ク 「協働地域社会税(仮称)」の創設など地方の新たな財源確保に向けた取組

## ■ 「協働地域社会税(仮称)」について

以上の提言は、これまで何度となく言われてきたことが多いが、提言(個別の項目)の(4)都市税財源の充実確保等の最後、「協働地域社会税(仮称)」については少なくとも筆者(伊藤)は初めて聞く提言である。今後の地域福祉(地域包括系システムなど)を充実していくためには重要な提言であると思う。

提言の全文と「協働地域社会税(仮称)」の構想(本文)は以下のとおりである。

### ◇ 「協働地域社会税(仮称)」の創設など地方の新たな財源確保に向けた取組

超高齢化・人口減少などに伴い、地域住民の生活や地域コミュニティの維持・存続に不可欠な行政サービスの提供が難しくなっており、地域コミュニティや社会的ネットワークの再構築が必要となっている。こうした急激な社会・環境の変化に緊急に対応するべく、地域の様々な公共的活動への支援や交通不便地域の住民の交通手段の確保といった、既存

の財政制度の枠組みでは十分対応しきれない財政需要を満たすため、連帯して経費を賄う「協働地域社会税（仮称）」の創設など地方の新たな財源確保に向けた取組を行うこと。

この「協働地域社会税（仮称）」については、「本文」の第3章「都市税財政のネクストステージに向けて」の「都市税財政のあり方」に「構想の背景」「広範囲にわたり特別な財政需要が生じたときに財源を賄うための税制」「協働地域社会税（仮称）」の仕組み」が詳述されている。そのうち、「構想の背景」と「協働地域社会税（仮称）」の仕組み」について

#### ◇「協働地域社会税（仮称）」の構想

##### ○ 構想の背景

(ア) 緊急性を有する地域社会維持のための都市自治体の財政需要急激な超高齢化や人口減少の進行など、都市自治体を取り巻く社会環境が激変する中では、とりわけ、地域公共交通の維持確保、地域のコミュニティレベルの医療・介護の取組や人づくり、公共施設等の再編・更新・維持管理などは、地域社会の維持・存続のために必要不可欠なものであり、特に迅速な対応が求められていると言える。例えば、コミュニティバスやオンデマンド交通など交通不便地域の住民の交通手段の確保などは、必ずしもすべての自治体で給付が行われているわけではないが地域にとって不可欠かつ差し迫ったものである。また、地域コミュニティの公共的活動は地域社会の維持・存続に大いに貢献するものであり、こうした活動に対し、都市自治体は既に一定の支援を行っている。しかし、地域のコミュニティレベルの医療・介護の取組や人づくりなど、その経費は十分にカバーされているとはいえない面がある。さらには、公共施設等の再編・更新・維持管理については、学校施設や地域スポーツ施設などは地域コミュニティの拠点として大きな意義を持つケースも少なくない。

##### (イ) 財源確保の困難性

上記のような財政需要に対しては、国・都道府県からの財政支援が一部ある場合もあるほか、地方財政計画の中で標準的経費として措置されたり、特別交付税の対象になっていたりするものもある。しかし、急激な超高齢・人口減少社会の中にあって、国・都道府県によるこうした財源措置は極めて不十分であり、後手に回っていると認識する都市自治体は少なくない。こうした国・都道府県による財源措置を待たず、都市自治体が課税自主権を行使し、超過課税や法定外税によって独自に財源確保することも、制度上は可能である。しかしながら、法定外税については税法の制約がある中で新たな税源を見いだすことはなかなか難しく、超過課税については標準的税収の調達に困難な自治体にとって税収調達力に長けていない、などの理由により、それぞれ限界がある。本研究会のアンケート調査結果においても、都市自治体が個別独自に増税を行うことは、極めて困難であると認識されていることが窺える。

##### ○ 「協働地域社会税（仮称）」の仕組み

上記のような“地域社会を協働で支えるための財政需要”について市町村が緊急に連帯して経費を賄うための税制として「協働地域社会税」を考えることができる。“地域社会を協働で支えるための財政需要”として考えられるのは、当面、次のような経費が考えられる。

- ・ 交通不便地域の住民の交通手段の確保
- ・ 安全安心の確保や助け合いといった地域コミュニティの様々な公共的な活動への支援
- ・ 地域コミュニティの拠点施設となるものの運営支援

※これらにかかる財政需要で地域コミュニティの存続のため市町村の枠を超えて広域的に連携して対応すべきものも含む。

このように、既存の財政調整制度の枠を超えて、市町村が緊急に連帯して財源を確保していくものである。理想的には、市町村が共同で超過課税を行い、経費を分担するといったものであり、したがって地方財政計画や地方交付税等に影響を与えないものとなる。

制度設計は、今後の検討に委ねられるが、地方の意見の十分な集約と合意が必要である。税目の候補としては、住民税、固定資産税、地方消費税などが考えられるが、固定資産税は地域で受益と負担を明確にする方向性があり、また、地方消費税については、地域福祉や地域の人づくりなど将来にわたって継続的に必要となる財政需要に充てるべきこと、住民税の中では、法人住民税は、法人課税が国際的な課税競争の中で引き下げの方向で検討が進められていることなど、それぞれの税の性格に留意することが必要である。

▽   ▽   ▽

今回の提言は、今後の都市自治体の税財政、特に筆者の個人的な関心から考えると、最後に紹介した「協働地域社会税（仮称）」はきわめて重要であると考えられる。市長会の中で議論を成熟させ、実現に向けた具体的な取り組みを期待したい。

#### <資料>

- ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会 報告書

[www.mayors.or.jp/p\\_action/documents/300518nextstage\\_houkokusho.pdf](http://www.mayors.or.jp/p_action/documents/300518nextstage_houkokusho.pdf)

- 提言・報告書のポイント

[http://www.mayors.or.jp/p\\_action/documents/300518nextstage\\_point.pdf](http://www.mayors.or.jp/p_action/documents/300518nextstage_point.pdf)